

| | | | | |
|-----------------|--------------------------|--|--|---|
| 問1 条例第5条について | 現状のままで良い | <ul style="list-style-type: none"> ・「和食」がユネスコ文化遺産になったこともあり、第2項に「料理」等（囲碁・将棋等の「国民娯楽」については疑問もある。）を加えることも考えられないわけではないが、「普及」を図ることは必要だが「支援」の対象とすべきは疑問（検討はしてもいい。）。 ・「民俗芸能」は3項の記述でカバーできると思われる。 ・国際交流や共生共創は11条、12条で検討する。 | 伊藤委員 | |
| | | eスポーツ等の追記は時期尚早とも考えられるため。 | 蜂飼委員 | |
| | 変更した方が良い (ジャンルの追加・削除) | | 具体的に文学、音楽などのジャンルが掲出されているが、このままでよいのか、委員からのご意見をいただいて検討したほうが良いと思う。 | 石田委員 |
| | | (変更案) | <ul style="list-style-type: none"> ・第1項に「伝統芸能」を加え、第2項に「国民娯楽」を加えた方がいいと思う。 ・第3項の「先人から受け継がれてきた」を「先人から受け継がれてきた地域固有の」としてどうか。 (理由) ジャンルについては、できるだけ文化芸術基本法との整合性があることが望ましいと思う。また、神奈川固有の伝統芸能という視点があるというように感じる。 | 井上委員 |
| | | (変更案) | 第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等をいう。)その他の芸術及び芸能の振興を図るため、これらの制作、公演、展示、上映等への支援、知識及び技能の継承、芸術祭等の開催等、その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 2 県は、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 3 県は、先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術が、将来にわたって適切に保存され、継承され、又は活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 (理由) ジャンルの記述は基本的に文化芸術基本法に合わせる。特に「漫画」「アニメーション」「食文化」など世界の中でも注目を集める分野は追加したほうが良いように思う。 | 兼子委員 |
| | | (変更案) | 囲碁・将棋などの国民娯楽を追記。 (理由) 排除する必要がない。 | 高田委員 |
| | | (変更案) | 文化芸術基本法第8～13条の分野を全て網羅する。 (理由) 「芸術」「メディア芸術」はともかく、「生活文化」「国民的娯楽」はその多様性からも、それらも基本法にかかる項目であるという社会的理解が低い。全て網羅するのは不可能でも、文化芸術は多岐に渡ることが条例に可視化されても良いと思料。 その上で、今後、クリエイティブエコノミー（創造経済）にかかる産業分野も、包括的に網羅することも検討しても良いのではないかと。 | 坪井委員 |
| | | | 資料1-2審議会意見3頁の上から4番目の意見「例示はしない方が…するのであれば…排除されないような書き方の工夫が必要」と同じ立場である。 | 中村委員 |
| | | (変更案) | 「芸術基本法12条生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及」にある国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及」を加筆。 (理由) 「国民の間で定着し、長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動」「国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物、レコード等について、身近に親しめるよう必要な環境整備」は、県の文化芸術振興においても必要な施策のひとつと考える。 | 久野委員 |
| | | (変更案) | 第2項の生活に係る文化に、囲碁、将棋を追加する。 (理由) より具体的なジャンルを示した方が理解しやすい。最近は囲碁将棋界において若い人の活躍が顕著で、特に神奈川県においては囲碁の芝野虎丸氏が注目されている。彼は令和2年度神奈川文化賞未来賞を受賞しており、若い人々への文化芸術の理解を図るためにも、身近な同世代のひとの活躍は関心を広げることになる。 | 平本委員 |
| | | | むしろ削除した方がよいと考えている。条文としてはより包括的な文言がふさわしい。 | 山田委員 |
| | | 変更した方が良い (ジャンルの追加・削除以外) | (変更案) | 第3項について 必要な施策を講ずるよう → 支援その他の必要な施策を講ずるよう (理由) 伝統芸能、無形文化財などの文化芸術に対しても支援は必要ではないかと。 |
| | (変更案) | | 他の条文との重複になるかもしれないが、第4項として「県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術活動支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」を加えてはどうか。 (理由) 文化芸術基本法第十四条との整合性をとるとともに、神奈川の文化芸術活動の特徴ともいえる、県民によるアマチュア活動などへの支援を明確にした方がいいと思う。 | 井上委員 |
| | (変更案) | | 前出の通り。 (理由) ・分野横断の「芸術祭」について記載したい。 ・「制作」「知識及び技能」についても、しっかりと条文に記載したほうが良い。 | 兼子委員 |
| | (変更案) | | 第5条 県は、古典あるいは前衛を問わず様々な芸術及び芸能の振興を図るため、(以下同じ) 2 県は、様々な生活に係る文化の普及を図るため、(以下同じ) (理由) ジャンルの列挙ではすべてを網羅することが難しいため、全体を包含する表現が良いのではないかと。その中でも、新しいものも含めると意味で「前衛」という言葉を加えることではないかと。第2項も同様の理由で「様々な」という言葉を入れた。 | 鈴木委員 |
| | (変更案) | | 未知のジャンル、表現の自由についても触れた方がよい。 (理由) それが神奈川県らしさに繋がる。 | 高田委員 |
| | (変更案) | | 「…への支援その他の必要な施策…」 → 「…への支援及び県民に広く享受されるための」 (理由) 県民が多彩で良質な文化芸術を享受する、文化権的観点を盛り込む。 | 坪井委員 |

| | | | |
|---|----------|---|------|
| 問2 条例第9条について | 現状のままで良い | 審議会意見にもあるが、子どもだけでなく若者（10歳代後半～20歳代）への視点も欲しいとは思いますが、条例に記さずとも計画の方で具体的に検討した方がいいと思う。 | 伊藤委員 |
| | | 共生への言及も必要かと考えたが、条文の「豊かな人間性」の文言でカバーされると考えた。 | 井上委員 |
| | | 特に問題ない。 | 兼子委員 |
| | | 子どもには、優れた文化芸術の体験と、創造機会の提供で十分で、その後は子供たちの自主性に任せるのが良いと思うから。 | 鈴木委員 |
| | | 変更する必要がない。 | 高田委員 |
| | | こどもの文化芸術活動の充実のための目的として①豊かな人間性②創造性をはぐくむことについて異論はない。ここでは大きな目的の記述のみで十分と考える。むしろ具体的な施策案が重要だと思う。 | 久野委員 |
| | 変更した方が良い | 人間性、創造性について簡潔に記述されており特に修正等は必要ない。 | 平本委員 |
| | | (変更案) 機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう → 機会の提供や支援その他の必要な施策を講ずるよう (理由) 伝統芸能、無形文化財などの文化芸術に対しても支援は必要ではないか。 | 石田委員 |
| | | (変更案) 「豊かな人間性及び創造性をはぐくむことができるよう、優れた文化芸術を体験し、理解及びこれを創造する機会」 (理由) 特にコロナ禍において、次世代が文化芸術は与えられるものではなく、「創り手」がいるということ、アマチュアとプロの違いがあること、個人も「鑑賞者すなわち消費者」として日々あらゆる形で関与していること、そのサプライチェーンや知的財産権や正当な対価の必要性等、経済における文化芸術の関係性も理解する必要性があること。 | 坪井委員 |
| | | (変更案) 第10条にも関連するが、例えば「居住する環境に関わらず」というような、格差は正につながらるような文言を明記することは検討しても良いのではないかと考える。 (理由) コロナ禍で子どもの教育格差・文化資本の格差の問題がより顕著になってきているため。 | 中村委員 |
| 問3 条例第11条について | 現状のままで良い | (変更案) 「はぐくむことができるよう」→「はぐくみ、文化芸術活動に積極的に取り組むことができるよう」 (理由) 将来へ向けての視点を含める文言にすることができると思うため。 | 蜂飼委員 |
| | | 審議会意見にあった「ダイバーシティ」の明確化については12条にて検討する。また、共生共創については計画で具体的な施策を検討するのがいいと思う。 | 伊藤委員 |
| | 変更した方が良い | (変更案) ・環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう → 環境の整備や支援その他の必要な施策を講ずるよう ・高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図る → 高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の推進を図る (理由) 1点目は、問1と同じ。2点目は、平成30年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを受けて対応をしたほうがよいのではないかと考えた。 | 石田委員 |
| | | (変更案) 条文の中に「共に生きる社会」という文言を入れた方がいいと思う。例えば、「県は、共に生きる社会の理念に基づき、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を～」など。 (理由) 神奈川県の基本理念であることから、特に明記した方がいいと考えた。 | 井上委員 |
| | | (変更案) (高齢者、障害者、社会的マイノリティ等の文化芸術活動の充実) 第11条 県は、高齢者、障害者、社会的マイノリティ等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者が文化芸術に親しみ、自主的に文化芸術活動を楽しむための環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。 (理由) 神奈川県には在留外国人や外国にルーツをもつ人も多い。これまで文化芸術に親しむことが困難であった社会的に孤立しがちな人たちをも含めたい。ソーシャル・インクルージョンの考えを盛り込みたい。 | 兼子委員 |
| | | (変更案) 県は、「ともに生きる社会かながわ」の実現に寄与するため、高齢者、障害者等が年齢や障害などにかかわらず、様々な文化芸術に親しみ、文化芸術活動を楽しむための（以下同じ） (理由) 現状では、高齢者だけ、障害者だけの芸術活動のように読めるので、共生共創の考え方をいれて、変更してほしい。 | 鈴木委員 |
| | | (変更案) 共生共創の視点を盛り込んでほしい。 (理由) ダイバーシティの強調。 | 高田委員 |
| | | (変更案) 「自主的に文化芸術活動を楽しむための」→「自発的に文化芸術活動を楽しみ、他者および地域社会との相互理解と交流を促進するための」 (理由) ・「障害者文化芸術活動推進法」を鑑み、また、当事者の活動支援のみならず住みよい地域社会の実現への寄与・社会的包摂にも十分注意を払うことで、神奈川県独自の特色として打ち出せると思われる。 ・「自主的に」では、当事者のみのゆしみのため、という要素が強くなる印象がある。より自分の力で、ということであれば、「自発的に」という表現も検討の余地があるか。 | 坪井委員 |
| | | 変更しなくて良いかどうか、県内で活動する当事者の意見を聞いて考えるのがよいと思う。また障害者文化芸術活動推進法をどのように条例において関連づけるかについても、検討したほうがいいと思った。資料1-2審議会意見4頁一番下の「共生共創事業」についての意見にも賛同する。 | 中村委員 |
| | | (変更案) 「県は、」→「県は、共生共創を目指すことができるよう、」 (理由) 県の取り組みの特徴を示すことができると思うため。 | 蜂飼委員 |
| (変更案) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実には賛成だが、高齢者と障害者等（だれをさしているのか）を一括りにすることに、少し違和感がある。別個の条例にすることが可能かどうか検討するのはいかがか。 (理由) ・高齢者と障害者にむけての施策は異なる目的、内容、対応部署になると思う。 ・共生共創事業がひとつの神奈川県らしさであるとするれば、この条項でその方向性を明快にするのはいかがか。 | 久野委員 | | |
| (変更案) ・・・自主的に文化芸術活動を楽しむため、ともに生きるともに創る環境の整備その他の・・・ (理由) 共生共創事業を踏まえた認識を示すため。 | 平本委員 | | |
| (変更案) 高齢者、障害者等一性、年齢、障がい等の有無にかかわらずすべての者 (理由) 「すべての者」を包含する文言が望ましいと考える。 | 山田委員 | | |

| | | | |
|------------------|----------|--|------|
| 問4 条例第12条について | 現状のままで良い | 条文に必要なものが網羅されていると考える。 | 井上委員 |
| | | 特に問題ない。 | 兼子委員 |
| | | 簡潔に記述されており特に修正の必要は認められない。 | 平本委員 |
| | 変更した方が良い | (変更案) 文化芸術に関する交流の推進 → 文化芸術をつうじた地域間の交流及び国際交流の推進 (理由) 日本に住む外国籍の方への社会包摂の視点がうまく読み込めないかと考える。 | 石田委員 |
| | | (変更案) 第2項として、例えば「県内に居住する外国籍の人や、異なる文化環境を有する人との相互理解や交流の推進に努めるものとする。」といった条項の追加。 (理由) 神奈川県下には外国籍の住民が23万人近くおり、また今後更に多文化化は進行すると思われる。 | 伊藤委員 |
| | | (変更案) ・・・地域間の交流及び外国籍住民との交流も含めた国際交流の推進に努めるものとする。 (理由) 近年増加している「外国籍住民」との相互理解・交流が大事だと思うから。 | 鈴木委員 |
| | | (変更案) 「文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流の推進に努めるものとする。」 1案→「文化芸術に関する地域間の交流及び国際交流、世代や社会的マイノリティ等、県民の多様性を尊重し社会的包摂を意識したあらゆる交流の推進に努めるものとする。」 2案→「文化芸術を媒体とした相互理解と交流の促進を通じ、社会的包摂と多様性の尊重の推進に努めるものとする。」 (理由) 共生社会の実現のための文言を打ち出せる箇所であるため、神奈川県の特徴を出した方が良いと史料。 | 坪井委員 |
| | | 「内なる国際化」とも言われるが、資料1-2審議会意見5頁の「異なる文化を持つ隣人とどのように共生していくか」「外国籍の県民の方との多文化理解」についての意見に賛同する。 | 中村委員 |
| | | (変更案) 「県は、」→「県は、共生共創の実現に向けて、」 (理由) 県の取り組みの特徴を示すことができるとするため。 | 蜂飼委員 |
| | | (変更案) ・地域間の交流と国際交流の推進を別条項にする。 ・地域間の交流がどの地域間なのか分かりづらいので明快にする。 (理由) ・地域間の交流と国際交流の推進の目的、方法、対応部署は異なると考える。施策の実行を考えるとそれぞれの目的を明快にしておくことが必要だと思った。 ・地域間というのは、県内の市町村間の交流をさすのか。それとも神奈川県以外の自治体間交流をさすのか。 | 久野委員 |
| 問5 条例第15条について | 現状のままで良い | 審議会意見にある「多様な文化が美しい景観をつくる」という意見には基本的に賛成であるが、適当な言い回しが思いつかない。 | 伊藤委員 |
| | | 条文に必要なものが網羅されていると考える。 | 井上委員 |
| | | 今のままで十分意味のある条例だと思う。 | 鈴木委員 |
| | | 特に不都合はない。 | 高田委員 |
| | | 包括的な文言なので、変更が困難。 | 蜂飼委員 |
| | | ここでは大きな目的の記述のみで十分と考える。むしろ具体的な施策案が重要 | 久野委員 |
| | | 簡潔に記述されており特に修正の必要は認められない。 | 平本委員 |
| | 変更した方が良い | (変更案) 美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにかんがみ、良好な自然 → 美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにかんがみ、豊かな自然 (理由) 自然が良好、良好でないという表現がしっくりこないため。 | 石田委員 |
| | | (変更案) 第15条 県は、文化芸術が、美しく風格のある景観の重要な構成要素となることにかんがみ、その場所にふさわしい適切な文化芸術の振興を図ることで、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成に努める（あるいは寄与する）ものとする。 (理由) 「景観」は、「私達をとりまく様々な物理的なモノやその背後にある人々の生活、営み、歴史などが目に見えるかたちとして表出したもの」という一般的な解釈から考えると、景観が文化の基盤となるのではなく、文化が景観をかたちづくるものと考えられる。この条文は、逆になっているので、改めたほうが良い。あるいは、この条文が必要かどうかの議論もあっているように思う。 | 兼子委員 |
| | | 多文化共生の視点を入れるべきと考える。 | 高田委員 |
| | | (変更案) 「県は、美しく風格のある景観が文化の基盤をなすことにかんがみ、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成に努めるものとする。」 →「県は、美しく風格があると感じられる景観も文化芸術を育む環境および地域全体の財産的価値をなすことにかんがみ、良好な自然景観及び歴史的景観並びに調和のとれた都市景観の形成および維持に努めるものとする。」 (理由) 「美しく風格のある」というのは主観的なため、別の表現は可能か。 持続可能な開発目標についても、配慮すべき。 | 坪井委員 |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|------------------|----------|--|------|
| 問6 条例第16条について | 現状のままで良い | 条文に必要なものが網羅されていると考える。 | 井上委員 |
| | | 今のままで十分、包括的な表現になっていると思う。 | 鈴木委員 |
| | | 過不足ない。 | 高田委員 |
| | | 簡潔に記述されており特に修正の必要は認められない。 | 平本委員 |
| | 変更した方が良い | (変更案) 必要な施策を講ずるよう → 必要な支援や施策を講ずるよう (理由) 支援を敢えて入れないという選択もあるが、問1以下と平仄をあわせた。 | 石田委員 |
| | | (変更案) 3項の後半を、「…、2項で挙げた当該文化施設の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を確保するとともに、運営についての適切な検証の実施の確保に努めるものとする。」とそこで働くスタッフの確保を明記する。 (理由) 2012年に制定された「劇場法」にも専門的人材確保が謳われている。 | 伊藤委員 |
| | | (変更案) 具体的な変更はお示しできないが、以下、考慮できないか。 「文化施設の充実」は重要ですが、それに加えて、「人材の充実」特に芸術のつくり手と受け手をつなげる人材の充実、それを支える場（芸術祭など）やオンラインの仕組み、などソフト面での充実も重要と考えられる。 (理由) コロナ禍の状況で、特に「施設の充実」から、「人材」や「ネットワーク」の充実へのシフトが求められているように思う。そういったことが、この条文で、伝わるようになるといい。 | 兼子委員 |
| | | 資料1-2審議会意見6頁4番目「働く人材、スタッフ」についての意見に賛同する。またせっかくの機会なので、現在現場で働いている方たちに条例の変更の必要性についてヒアリングをしても良いのではないかと思います。 | 中村委員 |
| | | ローカルな社会との関わり、スタッフ等に関する文言が入ればよりよいのではないかと思います。 | 蜂飼委員 |
| | | (変更案) 第3項として、「県は、地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化施設、学校施設、社会教育施設、公共空間、民間が設置した文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を努めるものとする」といった内容のものを追加するのはいかがか。 (理由) 心豊かな県民生活の実現および個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するためには、文化芸術活動の場の確保、民間の力も活用すべきと考えた。第16条では、県が設置した文化施設のみが対象になっているような印象を受ける。 | 久野委員 |
| 問7 条例第17条について | 現状のままで良い | 条文に必要なものが網羅されていると考える。 | 井上委員 |
| | | 今のままで十分、新しい情報通信技術に対応していくことが読み取れる。 | 鈴木委員 |
| | | 当該条文がどのように具体的に施策に生かされているか、その具体的なイメージがないのでよく分からない。デジタル化当初には意味があったかもしれないが、その役割は終えているのではないかと思います。 | 山田委員 |
| | 変更した方が良い | (変更案) 情報通信技術 → ICT (など。適切な語句は判断できない。) (理由) 情報通信技術という語句よりも、もう少し現状に即した表現がよいような気がする。 | 石田委員 |
| | | (変更案) 収集・発信、記録・保存に加え、県内で活動する個人・団体の情報通信技術の活用への支援への努めることを追記する。 (理由) この条例自体、他の自治体の条例には見られない先進的なものであるが、この度のコロナ禍での県内での様々な取り組み経験を踏まえ、その成果を更に発展させることが求められる。 | 伊藤委員 |
| | | (変更案) 具体的な文言は、示せないが、芸術家や団体が情報通信技術を活用して作品・コンテンツを発信するための手助け、場の提供、方法・技術習得の支援などを想定して、その支援につながるように改めたほうがよいように思う。 (理由) このコロナ禍での状況を反映させる必要があるように思う。 | 兼子委員 |
| | | (変更案) 情報通信技術が何を指すのか、「○○など」と入れた方がよい。 (理由) 具体的なイメージがわからない。 | 高田委員 |
| | | (変更案) 「記録及び保存に当たり、」→「記録、保存及び活用等に当たり、」 (理由) 記録と保存だけでなく、それらを積極的に活用する視点を入れることができると思うため。 | 蜂飼委員 |
| | | (変更案) 「県は、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築に努める」といった内容の一文が欲しい。 (理由) 県主導で県下の情報通信にかかるインフラ整備を行っていただきたい。 | 久野委員 |
| | | (変更案) ・・・作品等の記録及び保存等に当たり、オンライン配信、デジタルアーカイブなど情報通信技術の活用に・・・ (理由) 現下のコロナ蔓延状況のように、文化芸術活動における公演等が困難な状況におけるデジタルコンテンツの優位性や記録保存資料の利活用がしやすいデジタル化を積極的に推進していく必要があるため。 | 平本委員 |

| | | | |
|--|------------------------|---|------|
| 問8 条例第18条について | 現状のままで良い | そのとおりだと思うので、このままでよいのではないかと考えた。 | 石田委員 |
| | | の条項も他自治体の文化振興条例には見られない特徴のあるものだが、これからの時代には求められる施策として、計画等でより積極的な展開を検討したい。 | 伊藤委員 |
| | | 条文に必要なものが網羅されていると考える。 | 井上委員 |
| | | 特に問題がない。 | 兼子委員 |
| | | 現状のままで、県が果たす役割としては十分と思う。 | 鈴木委員 |
| | | ここでは大きな目的の記述のみで十分と考える。むしろ具体的な施策案が重要。 | 久野委員 |
| | | 簡潔に記述されており特に修正の必要は認められない。 | 平本委員 |
| | 変更した方が良い | (変更案) …当該支援に関する「環境を整え、」普及啓発、…と追記。 (理由) 審議会意見にもあるよう、サポートする体制をはっきりさせる。 | 高田委員 |
| | | (変更案) 「県は、文化芸術活動に対する個人、事業者等からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。」 →「県は、文化芸術に関わる個人や事業者、関係団体等がより活動しやすい、あるいはその活動を享受する側が支援しやすい環境整備、それらに関する普及啓発、情報収集および提供等に努めるものとする。」 (理由) コロナ禍で、活動の継続および今後の文化従事者支援と育成を射程にすべきと史料。 | 坪井委員 |
| | | 第6条、7条、8条、13条と合わせて、現状で県が果たしている役割について、過不足がないかという確認と検討は必要だと思う。 | 中村委員 |
| | | 文化関係団体への支援等の視点が含まれればよりよいのではないと思う。 | 蜂飼委員 |
| | | | |
| | 問9 条例第5条より19条全般について | ・第5条以降は、記述がすべて「努めるものとする」と努力義務になっているが、県の文化芸術振興への基本姿勢を示す事項については、「(「しなければならない」=義務規定まではいかなくても)もう少し強い表現はできないか。 ・第3条の「県の責務」の第2項、3項のより具体的な施策の方向として、県内の多様な文化の県民による理解の促進に向け、市町村をまたがる交流事業への取り組みへの努力義務をうたった条項を設けてもいいかもしれない(あるいは第12条または第14条の文化資源の活用の中で述べてもいい)。 | 伊藤委員 |
| | | 伝統芸能や民俗芸能以外の文化芸術活動について、公演記録や作品の保存、継承(アーカイブ機能)を明記した方がいいと考える。 そのために、第6条第2項の後半、「県民自らが文化芸術活動を行うための機会及び情報の提供に努めるものとする」を「県民自らが文化芸術活動を行うための機会及び情報提供、また公演・展示記録や作品等の保存、継承に努めるものとする」とした方がいいと思う。(下線部分が変更部分) 県内各地で盛んに行われているアマチュア文化活動は、地域固有であることから、全県ないし全国的なレベルでの情報共有がなかなか進まない上に、担い手がなくなるとたちまち記録が散逸しがちな傾向にある。とりわけ戦後に花ひらいた市民文化の隆盛は、後世に継承すべき歴史的事実であると思うが、近い過去であるがために、あまり重要視されていないという懸念がある。 そうした中、演劇に限って言えば、神奈川県には横浜演劇研究所の活動成果を基盤とした「演劇資料室」が存在し(県立青少年センター内)、全国でも有数の施設として大変貴重な図書や資料の収集・保存を継続している。演劇資料室の維持はもちろんのことであるが、こうした活動を他のジャンルにも広げ、なるべく多くの文化芸術活動に関する記録を、後世に残していくのだという意志を条例で表明することが望ましいと思う。 アーカイブ機能の充実については、近過去のみならず、現代芸術の分野についても課題として考えられている事柄であるから、戦後から現代につながる文化芸術の記録を明記しておく必要があると考える。 | 井上委員 |
| 条例第16条でも書いたが、「文化施設の充実」は重要だが、それに加えて、「人材の充実」特に芸術のつくり手と受け手をつなげる人材の充実、それを支える場(芸術祭など)やオンラインの仕組み、などソフト面での充実も重要と考えられる。コロナ禍の状況で、特に「施設の充実」から、「人材」や「ネットワーク」の充実へのシフトが求められているように思う。そのあたりが、全体で伝わるようになるといい。 | | 兼子委員 | |
| ・コロナ禍のアンケート回答から、活動再開加速化事業補助金への評価および更なる改善を求める声が多かったことが窺える。今回コロナ禍の教訓として、緊急時の文化芸術活動の継続・中断後の再開のために県が積極的に動くことを求める文言を入れておくことも検討しても良いのではないかと。 ・多様性、共生共創といった文言は、条例の基本理念でも検討して良いのではと思った。総論部分の議論に向けた意見になってしまいが、備忘として記載する。 | | 中村委員 | |
| 条例第11条について、「ともに生きるともに創る」の文言を提案したが、条例第2条に共生共創の理念を一項追加するか、あるいは第1項又は7項に簡潔に付加できたらいいと思う。 | | 平本委員 | |